

令和2年 第1回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 3月2日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年第 1 回美瑛町議会定例会

令和 2 年 3 月 2 日午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議案第 1 号 美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 2 号 美瑛町監査委員条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 美瑛町課設置条例の一部改正について
- 第 7 議案第 4 号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 号 美瑛町営住宅条例の一部改正について
- 第 9 議案第 8 号 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 9 号 美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 1 0 号 美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 1 1 号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 第 1 3 議案第 1 2 号 令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 1 4 議案第 1 3 号 令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 1 5 議案第 1 4 号 令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 1 6 議案第 1 5 号 令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 1 7 議案第 1 6 号 令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算 (第 4 号) について

○出席議員（12名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（2名）

3番	増山	和則	議員
4番	濱田	洋一	議員

○書記

事務局長 新村 猛 君
次 長 才 川 育 世 君

開会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。早朝よりご参集いただきまして、ありがとうございます。見るからに異様な光景になっているのかもしれませんが、コロナウイルス対策ということで、マスクを着用という形にさせていただきました。今回、普段は考えなくても良いような部分、傍聴の部分であるとか、マスクもそうなんですけども、どうしようかという部分を本当多く考えさせていただきました。結論、万が一という部分を一つでも無くすために、今回このような形になっておりますことを、ご理解をいただきたいなという風に思っているところでございます。

なお、濱田議員におかれましてはですね、今日欠席をしていただいているところなんですけども、コロナではなく、風邪の症状が出て咳が出ているということで、今回欠席をしていただいたというところであり、増山議員におかれましては、持病を持っておられて、そこで今戦っていると、年明けから戦っている部分を今、本格的に最後の大きめで戦っているというところでございます。3月議会、次年度の美瑛町の大事なですね、予算を決めていく議会ともなっておりますので、是非ともですね、皆さま、体調管理等を含めまして、終了しますように心からお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

開会及び開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和2年第1回美瑛町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12人であります。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本定例会招集の挨拶があります。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 皆さま、おはようございます。令和2年の第1回目となります美瑛町議会定例会、議員の皆さまのお集まりの中で開催をいただきまして、心から御礼を申し上げます。また、日ごろより町行政に対しまして、ご指導賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

濱田議員さん、増山議員さんにおかれましては、体調不良ということでございます。1日も早い回復をお祈り申し上げる次第でございます。

ただいま、佐藤議長様のご挨拶にもございました、新型コロナウイルスでございます。本町の中でも、感染が確認をされました。感染されました患者の皆さまには、お見舞いを申し上げます。と同時に、本町におきましても感染が拡大されたというこの事態、大変重大な事態だと受け止めてございます。強い危機感、認識を持って臨んでまいりたい、まさに今も臨んでいる最中でございます。後ほど行政報告の中で申し上げさせていただきますけれども、本町といたしましては、2月6日に警戒本部を、19日に対策本部を開設し、対策に乗り出しているところでございます。ここ数日は新たな感染の確認はされておられませんけれども、町民の皆さまの間には大きな不安ですとか、心配が広がっているという風に受け止めてございます。町民の皆さまと共に、情報交換、情報共有する中で、感染拡大の防止はもちろんのことでございますけれども、不安の解消にも努めてまいりたいと思っております。

国や北海道も次々と新たな対策を打ち出してきております。その動向を踏まえながら、美瑛町といたしましても、刻一刻と変わっていく、この情勢に迅速に適切に応じる中で、対策を講じてまいりたいと考えております。いずれにしましても、町民の皆さまの健康と命を守っていく、そのために、新型コロナウイルス対策に全力を挙げていく決意でございます。町議会議員の皆さま方、町民の皆さま方のご協力、ご支援を切にお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げます議案につきまして、その要旨についてご説明を申し上げます。

議案第1号、美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定については、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の長等の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に、条例において賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができることとされたため、本条例を制定するものでございます。

議案第2号、美瑛町監査委員条例の一部改正については、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正するものでございます。

議案第3号、美瑛町課設置条例の一部改正については、役場組織の機構改革に伴い、本条例

を改正するものでございます。

議案第4号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正については、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、本条例を改正するものでございます。

議案第5号、美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正については、本町における子育て支援の拡充を図るため、本条例を改正するものでございます。

議案第6号、美瑛町企業振興促進条例の一部改正については、本町における企業誘致活動を推進するとともに、事業者にとって、より設備投資を行いやすい環境となるよう、本条例を改正するものでございます。

議案第7号、美瑛町営住宅条例の一部改正について及び議案第8号、美瑛町定住促進住宅条例の一部改正については、民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、両条例を改正するものでございます。

議案第9号、美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正するものでございます。

議案第10号、美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正については、地方自治法等の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正するものでございます。

議案第11号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算については、公共施設維持管理経費や除排雪費用、明德小学校の耐震改修工事、GIGAスクールネットワーク整備に係る費用、財源確保による基金積立金の追加、各種事業費確定による減額補正などでございます。

議案第12号、令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算については、事業費確定による繰入金等の減額補正であります。

議案第13号、令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算については、繰越金全額計上による基金積立金の追加補正などでございます。

議案第14号、令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算については、各種事業費確定による一般会計繰入金の減額補正などでございます。

議案第15号、令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算については、収益的収入、支出、資本的収入、支出、それぞれ事業費確定による予算額整理の補正であります。

議案第16号、令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算については、収益的収入、支出、資本的収入、支出それぞれ事業費確定による予算額整理及び町補助金の追加補正などでございます。

議案第17号、令和2年度美瑛町一般会計予算についてから、議案第24号、令和2年度美瑛町立病院事業会計予算についてまでの8議案につきましては、令和2年度の各会計予算でございます。

議案第25号、町道路線の変更については、町道花園1丁目1番線について、当該町道に連続する土地の寄附を受け、今後、その土地を町道として利用するため、路線の変更について議会の議決をお願いするものでございます。

議案第26号から議案第28号、指定管理者の指定については、美瑛町白金観光拠点施設ほか2施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案28件につきまして、ご提案を申し上げます。慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、5番大坪正明議員と9番高田紀子議員を指名します。

諸般の報告

○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（新村 猛君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

○委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は本日から3月19日までの18日間に決定したいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの18日間に決定しました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは行政報告を申し上げます。7点についてでございます。お手元に資料を配布済みと存じます。ご高覧いただければ幸いです。

まず、1点目でございますけれども、令和元年度まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）に関してでございます。皆さまご存知のとおりでございますが、企業版ふるさと納税制度、地方創生のために地方公共団体が計画し、国が認定した事業に対しまして、地元以外の企業様から寄附をいただくという制度でございます。令和元年度につきましては、まず寄附活用事業名といたしまして、日本で最も美しい村推進事業、この事業につきまして、キャリーシステム（株）様から100万円、（株）ル・スタイル様から100万円のご寄附を頂いたところでございます。貴重なご寄附に対しまして心から御礼を申し上げますとともに、今後、有効に活用させていただきたいと存ずるところでございます。

2点目、美沢へき地保育所新施設の開所についてでございます。開所日は1月14日、場所は、旧美沢保育所敷地内でございます。美沢中央、定員30名で、現在の児童数は9名でございます。同じく14日に開所式を開催いたしまして、関係者78名の方がご出席をいただいたところでございます。

3点目、びえい雪遊び広場についてでございます。実施期間は1月25日から2月16日、

期間中延べ1,400名の方にご利用をいただきました。今年も、町民ボランティアの皆さまのご協力のもと、ふれあい館ラヴニール前のエントランス広場において、氷の滑り台や雪像など、製作をいただきました。また、1月25日のオープニングイベントでは、福まきなどを開催したほか、手作りの豚汁や美瑛カレーうどんピザなど、多くの方のボランティア活動の中でも支えをいただきました。多くのご関係者に感謝を申し上げるところでございます。

4点目、寛仁親王記念第43回丘のまちびえい宮様国際スキーマラソンについてでございます。今年も彬子女王殿下にご臨席をいただきまして、開催をさせていただくことができました。感謝を申し上げます。2月15日に開会式・交歓会、2月16日に本競技・表彰式を開いたところでございます。751名の方のお申し込みがございました。今年は降雪不足のため、全てのコースを変更しての開催となりましたけれども、大会当日は、天気、気候等、比較的良いコンディションの中で開催することができまして、選手の皆さまからは満足したという声が寄せられております。大きな事故、負傷者の発生もなく、競技を無事終了させていただきまして、感謝を申し上げます。なお、交歓会の場では、今年も美瑛町農村女性グループ、ネットワークずらんの皆さまのご協力、町内の農畜産物を食材とした料理を提供いただいたところでございます。

5点目、十勝岳噴火総合防災訓練についてであります。実施日は2月19日、20日の2日間、対象地区は白金地区、美沢地区でございます。訓練概要につきましては、お手元の資料通りでございますけれども、今年も17機関235名の大変多くの方のご参加をいただきまして、無事に合同訓練を実施することができました。19日には避難場運営訓練も実施をさせていただきまして、講師の方のお話を含め、災害備蓄品の解説、ダンボールベッドの実際の組み立てなどを体験していただくことができました。この訓練に当たりましては、本当に多くの関係機関、また、町民の皆さまも多くご参加をいただいております。ご協力いただきました皆さまに、心から感謝を申し上げます。

6点目、町道での事故についてでございます。発生日時は令和元年9月18日、午前4時30分頃、場所は五稜老知安線、状況につきましては、当該町道を通行していた車両が道路上の倒木に衝突し、車両の前方バンパー等を損傷したものでございます。なお、負傷者については発生はございませんでした。対応といたしましては、車両の修理費用として17万7,047円を支出いたしました。なお、事故発生の連絡を受けた直後、速やかに倒木を除去するとともに道路の巡回を強化したところでございます。ご迷惑をおかけした方にお詫びを申し上げます。

7点目、新型コロナウイルスに関連した患者の発生についてでございます。現在、確認されております美瑛町内の患者さんは、1人目は20代男性、2月23日に確認、2人目は60代の男性、2月26日に確認、3人目は80代男性、2月27日に感染の確認となっております。

す。主な対応といたしましては、2月19日に町対策本部を設置し、2月23日、町内で1人目の患者さんの発生が判明いたしましたので、町対策本部会議を開きまして、町民の皆さまへの周知の方法ですとか、町主催行事の当面の中止を決定をさせていただいたほか、町ホームページなどを利用いたしまして、町民の皆さまの周知をいたしたところでございます。また、役場において記者会見も行ったところでございます。2月24日には、それぞれの対応のほか、保健センターと保健福祉課に町民相談窓口を設置、開設をいたしたところでございます。2月26日に町内2人目の患者さんが判明したところから新たに本部会議を実施いたしまして、各所管の取り組み状況など再確認をするとともに、町民の皆さまへの周知活動も取り組んでございます。27日の3人目の患者さんの判明以降も、消毒などを徹底するとともに、各所管の取り組み事項確認し、感染拡大の防止に努めているところでございます。小中学校の臨時休業につきましては、2月26日に北海道知事の要請を受けまして、2月27日から3月4日までの期間について、臨時休業といたしました。また、2月28日に北海道教育委員会の要請を受けたことから、春季休業開始日の前日まで休業を延長することとしております。保育所等の臨時休業につきましては、小中学校と同様に、2月27日から3月4日までの間の期間につきまして、こちらは本町独自の対策ではございましたが、臨時休業とさせていただき、町内の民間児童関連施設に対しても同様の休業を要請したところでございます。なお、保護者の就業実態等を考慮し、休業の延長は行わないことと、現在のところしてございます。ただ、小中学校保育所等、国の動向なども目まぐるしく変わってきてございます。国・道と連携を図りながら、今後も適切な対応に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 議案第1号 美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の
制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第1号、美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、1頁から2頁。制定要旨につきましては、別冊の資料1頁になります。本条例は地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の長、委員会の委員、地方公共団体の職員の職務行為について、住民訴訟の結果、損害賠償額

が発生する判決が出た際に、善意でかつ重大な過失がない場合に、条例において、賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができることとされたため、本条例を制定するものでございます。最初に議案を朗読し、その後、条例制定の要旨、概要につきましてご説明をいたします。それでは、議案集の1頁をお開き願います。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料の条例の制定要旨によりご説明させていただきますので、資料の1頁をお開き願います。1の制定の要旨につきましては、冒頭説明したとおりですので説明は省略させていただきます。

2の制定の概要ですが、本条例は、第1条と第2条の全2条と附則で構成されており、第1条で本条例の制定の趣旨について、第2条で損害賠償額の免責額を算出するための係数について規定しており、また、附則において条例の施行日を規定しております。

3の免責額の算出式は、賠償責任を負う額から基準給与年額に、本条例第2条に規定する係数を乗じた額が免責されることとなります。

4の施行期日は、令和2年4月1日から施行となります。

議案集に戻り、議案集2頁をお開き願います。3行目の附則から朗読いたします。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。

議案第1号について、総括質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

(6番 中村 俱和議員 登壇)

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。まず、この損害賠償責任の一部を免責する条例ですね。これは裁判になった時に、どのような解釈になるかということ私は危惧しているものであります。この条例は、これは話し合いで解決するということについては、問題はないと思うんですけどもね、これが裁判になった場合、どのような解釈していけば良いのか。その辺をお伺いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) お答えさせていただきます。解釈というのがどのようなご質問のご趣旨か、ちょっと判断しかねるところもございませうけれども、法の趣旨としましては、住民訴訟、住民の方からの訴え、裁判があり、そしてその判決が確定した場合の損害額の規定につきまして、地方自治法の一部改正がございましたので、本条例もそれに伴って整合性を合わせるため

に、条例も改正をさせていただくこととしているところでございます。解釈というのは、その裁判のそれぞれの中の判決が下された時のその賠償額についての規定であるという風に考えてございます。足りなければまた、ご質問してください。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

おはかりします。

ただいま議題となっております、議案第1号の審議については、総務文教常任委員会に付託し、審査することにしたと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号の審議は、総務文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第5 議案第2号 美瑛町監査委員条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第5、議案第2号、美瑛町監査委員条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては3頁、改正要旨、新旧対照表は別冊資料2頁から3頁になります。本条例は地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法の条文が移動したことに伴う改正でございます。最初に議案を朗読し、その後、条例改正要旨、概要につきましてご説明いたします。それでは議案集3頁をお開き願います。

（議案の朗読を省略する）

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊資料により説明をさせていただきます。資料の2頁をお開き願います。1の改正の要旨につきましては、冒頭説明したとおりですので説明は省略させていただきます。

2の改正の概要は、地方自治法の改正により地方自治法の条文が追加されたことによる条の移動に伴う改正でございます。

3の施行期日は、令和2年4月1日からになります。資料3頁の新旧対照表の説明は省略を

させていただきます。議案集に戻り、議案集3頁をお開き願います。附則から朗読いたします。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町監査委員条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 美瑛町課設置条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第6、議案第3号、美瑛町課設置条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） 議案第3号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は4頁から5頁。改正要旨、新旧対照表は別冊資料4頁、5頁になります。本条例は、まちづくりの重要施策の推進などを目的とした役場組織の機構改革に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読し、その後、条例改正要旨、概要につきましてご説明いたします。それでは、議案集4頁をお開き願います。

（議案の朗読を省略する）

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊資料により説明させていただきます。資料の4頁をお開き願います。1の改正の要旨につきましては、冒頭説明したとおりですので説明は省略させていただきます。

2の改正の概要は、「政策調整課」を「まちづくり推進課」に改め、また、「経済文化振興課」を「商工観光交流課」に改め、「文化スポーツ課」を新設し、「経済文化振興課文化スポーツ推

進室」を「文化スポーツ課」とするものでございます。

3の施行期日は、令和2年4月1日からになります。なお、資料5頁の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。議案集に戻り、議案集4頁をお開き願います。下から2行目、附則から朗読いたします。附則、(施行期日)、第1項、この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則第2項の朗読は省略をいたします。以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町課設置条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第7、議案第4号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高木住民生活課長。

(住民生活課長 高木 比斗志君 登壇)

○住民生活課長(高木比斗志君) おはようございます。議案第4号の提案理由につきまして、ご説明させていただきます。議案集につきましては6頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表につきましては、別冊資料の6頁から7頁になりますので合わせてご参照ください。今回の条例改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、住民基本台帳法が一部改正されたことから、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正

内容についてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の6頁の条例改正の要旨により説明させていただきます。6頁をお開きください。1の改正要旨は、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

2の改正概要でございますが、住民基本台帳法の改正に伴い住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことから関係規定を整備し、これに伴い、その他文言を整理するものです。

3の施行期日は公布の日から施行します。新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。資料の説明を終わり、議案集の6頁にお戻りください。附則からになります。この条例は、公布の日から施行する。以上で、提案理由の説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 美瑛町営住宅条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第8、議案第7号、美瑛町営住宅条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高木住民生活課長。

(住民生活課長 高木 比斗志君 登壇)

○住民生活課長(高木比斗志君) 議案第7号の提案理由につきまして、ご説明させていただきます。議案集につきましては13頁から14頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表につきましては別冊資料の16頁から22頁になりますので、合わせてご参照ください。今回の

条例改正につきましては、民法の一部を改正する法律の施行及び公営住宅を取り巻く近年の状況等を踏まえ、これまでの公営住宅に係る制度改正の内容を反映するため、「公営住宅管理標準条例（案）」が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊資料の16頁の条例改正の要旨により説明させていただきます。16頁をお開きください。1の改正要旨は、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

2の改正概要でございますが、大きく分けて5点ほどに分かれてございます。1点目は第5条関係の公募の例外規定に係る事業の追加です。2番目は第6条関係で、他法の規定にされています「入所者資格の条件が緩和される者」についての規定を追加するものです。3番目は民法に「入居者が家賃を支払わないときは、賃借人の判断で敷金を未納の家賃に充てることができる」旨の規定がされていることから、第19条に当該規定の追加するとともに、関連規定の整備を行うものです。4番目は第42条関係で民法の法定利率の改正に伴い、不正行為等によって入居していた者に対する請求額の算定に利用する利率を「年5分」から「法定利率」に改めるものです。5番目は、各条例における文言の整理です。

3の施行期日は、令和2年4月1日からとします。新旧対照表の説明につきましては、省略させていただきます。資料の説明を終わり、議案集の14頁に戻ります。附則からになります。この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町営住宅条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第9、議案第8号、美瑛町定住促進住宅条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

高木住民生活課長。

（住民生活課長 高木 比斗志君 登壇）

○住民生活課長（高木比斗志君） 議案第8号の提案理由につきまして、ご説明させていただきます。議案集につきましては15頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表につきましては別冊資料の23頁から24頁になりますので、合わせてご参照ください。今回の条例改正につきましては、民法の一部を改正する法律に伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただきます。その後、改正内容につきましてご説明申し上げます。それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊資料の23頁の条例改正の要旨より説明させていただきます。23頁をお開きください。1の改正要旨は、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

2の改正概要でございますが、民法に「入居者が家賃を支払わないときは、賃貸人の判断で敷金を未納の家賃に充てることができる」旨の規定をされたことから、本条例に当該規定を追加するとともに、関連規定の整備を行うものです。

3の施行期日は、令和2年4月1日からです。新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。資料の説明を終わり、議案集15頁に戻ります。附則からになります。この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上、提案理由の説明を終わります。審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、美瑛町定住促進住宅条例

の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第10、議案第9号、美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

(水道整備室長 長野 克哉君 登壇)

○水道整備室長(長野克哉君) おはようございます。議案第9号の提案理由について、ご説明申し上げます。議案集につきましては16頁、資料につきましては25頁から26頁までとなっております。今回の改正は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。はじめに議案を朗読し、その後、改正内容についてご説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

続いて、資料に基づきご説明を申し上げます。資料の25頁をご覧ください。1の改正要旨につきましては、冒頭ご説明をしたとおりでございますので省略させていただきます。

2の改正の概要につきましては、地方自治法の「第243条の2」が「第243条の2の2」に移動することから、本条例第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第4項」に改めるものです。

3の施行期日は、令和2年4月1日となります。改正に伴う新旧対照表は、資料の26頁になりますのでご参照願います。以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、美瑛町水道事業の設置

等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第11、議案第10号、美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

観音町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇)

○町立病院事務局長(観音太郎君) おはようございます。議案第10号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、17頁と18頁になります。新旧対照表については資料の27頁から29頁になります。今回の条例改正につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、資料により改正内容をご説明させていただきます。資料の27頁をお開きください。

1の改正の要旨については、冒頭提案理由で述べたとおりですので省略させていただきます。

2の改正の概要についてですが、一つ目は、地方自治法の改正によってズレの生じた記載を修正するものです。二つ目は、債務額が将来的に不確定なものにつきまして、これを保証する根保証契約に、民法の改正によって保証人が個人の場合には、責任を負う金額の上限となる限度額を極度額と称して定める必要が生じたために、これに合わせて入院申込書を改正するものです。三つ目として、全体を通じて文言の整理を行います。

3の施行期日ですが、令和2年4月1日から施行いたします。以上で、資料の説明を終わりますので、議案集にお戻り願います。18頁の附則からになります。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

午前10時40分まで休憩します。

休憩宣告(午前10時27分)

再開宣告(午前10時40分)

日程第12 議案第11号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)について

日程第13 議案第12号 令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第14 議案第13号 令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第15 議案第14号 令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第16 議案第15号 令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第17 議案第16号 令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第4号)について

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第12、議案第11号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)についての件、日程第13、議案第12号、令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第2号)についての件、日程第14、議案第13号、令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第2号)についての件、日程第15、議案第14号、令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての件、日程第16、議案第15号、令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算(第3号)についての件及び日程第17、議案第16号、令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第4号)についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) 議案第11号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は19頁から60頁になります。今回の補正の予算の主なものは、まちづくり寄附金増に伴う返礼品の追加、美瑛町定住住宅取得助成事業の追加、除雪対策費用の追加、明德小学校耐震改修事業の追加、小中学校GIGAスクールネットワーク整備事業の追加、病院事業補助金の追加、財源確保に伴う各基金への積立金の追加及び各種事業の事業費確定に伴う事業費増減及び財源調整などがございます。最初に議案条文を朗読し、その後、補正内容を説明させていただきます。議案集の19頁をお開き願います。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。議案集35頁をお開き願います。はじめに、歳出からご説明をいたします。歳出、第1款議会費、第1項議会費、補正額197万9,000円の減額です。議員期末手当確定による減でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額1,199万円の減額です。共済費の負担率減などによる減額になります。

第2目一般管理費、補正額322万8,000円の減額です。臨時職員の減に伴う賃金の減額、まちづくり寄附返礼品発送費用の追加、請負代金請求事件に要する顧問弁護士委託料の追加でございます。

第3目広聴広報費、補正額27万1,000円の追加です。広報の総頁数の増加による印刷製本費の追加補正です。

第5目財産管理費、補正額45万4,000円の追加です。庁舎燃料費の追加及び庁舎冷暖房機器改修事業の確定による減になります。

第6目情報管理費、補正額36万5,000円の追加です。個人番号カード関連事務員委任等、交付金の増に伴う追加でございます。

37頁に移ります。第7目地域振興費、補正額2,167万4,000円の減額です。未来を創造するまちづくり連携事業の事業費確定による減、地域おこし協力隊の人数減による減額及び丘のまちびえい活性化協会事業確定による補助金の減額でございます。

第10目災害対策費、補正額57万9,000円の減額です。防災資機材整備事業の確定による備品購入費の減額、防災シェルター電気料の増、清掃委託費の減額でございます。

第12目諸費、補正額369万2,000円の追加です。過年度歳入過誤納還付金は社会資本整備総合交付金等の還付金の追加、まちづくり寄附管理事業は返礼品の追加でございます。

39頁に移ります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費、補正額65万3,000円の減額です。説明欄各事業の事業費の確定見込みに伴う増減でございます。

第3目障害者福祉費、補正額364万8,000円の追加です。説明欄各事業の事業費の確定見込みによる追加でございます。

第5目いきいきセンター費、補正額6万4,000円の追加です。いきいきセンター燃料費の追加でございます。

第6目高齢者福祉住宅費、補正額127万6,000円の追加です。南町高齢者福祉住宅の給湯配管の更新に係る修繕料の追加でございます。

41頁に移ります。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額723万4,000円の減額です。説明欄各事業の事業費の確定に伴う増減でございます。

第2目保育所費、補正額1,257万6,000円の減額です。保育センター燃料費、光熱水費の追加及びどんぐり保育園人件費整理等による指定管理委託料の減並びに保育センターエアコン設置工事費確定による減額でございます。

第3目へき地保育所費、補正額1,194万2,000円の減額です。美田へき地保育所休所に伴う、へき地保育所指定管理委託料の減及び美沢へき地保育所建設事業の事業費確定による減などがございます。

第5目児童館費、補正額6万円の追加です。児童館燃料費の追加でございます。

43頁に移ります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額3,054万円の減額です。大雪地区広域連合の決算見込みによる負担金の減額などがございます。

第2目保健指導費、補正額70万1,000円の追加です。健康マイレージ事業に係る脳ドック、肺ドック受診委託料の増及び不妊治療費用助成見込み者の増による追加でございます。

第3目予防費、補正額282万5,000円の減額です。予防接種の見込み数減による減額でございます。

第4目保健センター費、補正額2万8,000円の追加です。保健センター電話料の追加でございます。

第5目医療扶助費、補正額298万9,000円の追加です。説明欄の各医療給付事業扶助の決算見込みによる追加及び減額でございます。

第6目環境衛生費、補正額194万1,000円の減額です。大雪葬斎組合負担金の精算による減額でございます。

第7目墓地管理費、補正額50万7,000円の減額です。墓地環境整備事業の事業費確定による減額でございます。

続いて45頁に移ります。第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額48万4,000円の減額です。大雪清掃組合負担金の精算による減額でございます。

第2目塵芥処理費、補正額97万1,000円の減額です。一般廃棄物収集業務委託料の確

定による減額でございます。

第3目し尿処理費、補正額81万円の減額です。し尿収集業務委託料の確定による減額でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額2,553万8,000円の減額です。農業研修施設事業特別会計繰出金確定見込みによる減及び説明欄各事業の事業費確定による交付金補助金の減額でございます。

第3項林業費、第2目町有林管理費、補正額356万4,000円の減額です。森林環境保全整備事業の確定による減額でございます。

47頁に移ります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額912万5,000円の減額でございます。美瑛町中小企業者等振興補助事業及び美瑛町商店街活性化事業の事業費確定による減でございます。

第3目観光費、補正額20万7,000円の追加です。観光センター運営管理事業は、北海道から譲渡された浄化槽の電気料の追加、四季の情報館管理運営事業は、燃料費、光熱水費及び自動ドア保守料の増による指定管理料の増、その他観光施設等管理事業は、青い池照明電力増量による電気料の増、白金観光センター改修事業は、事業費確定による減でございます。

第6目イベント推進費、補正額はなく、地方債の減による財源調整でございます。

第7目移住対策費、補正額797万2,000円の追加です。定住住宅取得助成事業の申請増に伴う増額及び体験交流住宅の実績見込みによる委託料の減でございます。

49頁に移ります。第2項文化スポーツ振興費、第2目生涯学習推進費、補正額112万6,000円の減額です。人づくり育成事業の確定による減及び地域人材育成研修施設の高圧電気料の支払方法の変更による電気料の増でございます。

第3目町民センター費、補正額46万4,000円の追加です。町民センター燃料費の追加でございます。

第4目郷土学館費、補正額はなく、国庫支出金の減による財源調整でございます。

第6目保健体育総務費、補正額25万円の追加です。町民スキーリフト助成事業の利用者増による追加でございます。

第7目保健体育施設費、補正額253万7,000円の減額です。町民プール管理運営事業は、実績による光熱水費の減、町民プール建設事業は、外構工事の確定による減、スポーツセンター管理運営事業は、燃料費の増による追加でございます。

51頁に移ります。第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額はなく、繰入金の整理に伴う財源調整でございます。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額126万3,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額でございます。

第2目道路新設改良費、補正額1,503万8,000円の減額です。これも説明欄各事業の事業費確定による減額でございます。

第3目橋梁維持修繕費、補正額631万8,000円の減額です。これにつきましても、説明欄各種事業の事業費確定による減額でございます。

第4目除雪対策費、補正額5,317万9,000円の追加です。除雪対策事業は、委託単価の増に伴い6,000万円の追加、雪寒建設機械整備事業は、事業費確定による減額でございます。

53頁に移ります。第5目交通安全施設費、補正額45万5,000円の減額です。街路灯LED化事業の事業費確定による減額でございます。

第3項河川費、第1目河川費、補正額9万5,000円の減額です。流路工管理委託業務の事業費の確定による減額でございます。

第4項都市計画費、第1目街路事業費、補正額35万5,000円の減額です。大町1丁目3番線道路改良舗装事業の事業費確定による減額でございます。

第2目公共下水道費、補正額1,596万4,000円の減額です。公共下水道事業特別会計の繰越金の計上及び歳出事業費精算による繰出金の減額でございます。

第3目公園費、補正額1,009万6,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額でございます。

第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額100万円の追加です。町営住宅給水設備、給湯設備等に係る修繕料の追加でございます。

第2目住宅建設費、補正額107万2,000円の減額です。憩町団地解体事業の事業費確定による減額でございます。

55頁に移ります。第9款消防費、第1項消防費、補正額683万5,000円の減額です。大雪消防組合の執行残と事業費の整理による負担金の減でございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校給食費、補正額40万円の追加です。学校給食に要するプロパンガス代の不足による追加でございます。

第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額8,740万1,000円の追加です。小学校管理運営事業の燃料費は、暖房用灯油・重油の追加、光熱水費は、高圧電気料の請求方法の変更による追加、工事請負費は、美瑛東小学校特別支援教室の仕切り壁の設置による追加でございます。美瑛小学校改修事業、明德小学校耐震改修事業は、事業費確定による減額でございます。明德小学校耐震改修事業は、国の補正予算を活用した事業の追加で、工事管理委託料で179万3,000円、工事請負費で5,700万円の追加でございます。GIGAスクールネットワーク整備事業は、国の補正予算を活用した小学校の校内通信ネットワークの整備事業の追加で、内容はLAN配線整備、ネットワーク機器整備、電源キャビネット設置工事となっ

ております。

第2目教育振興費、補正額81万3,000円の減額です。通学合宿事業及び小学校パソコン機器更新事業の事業費確定による減額でございます。

57頁に移ります。第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額1,292万1,000円の追加です。美馬牛中学校改修事業は、事業費確定による減額、中学校管理運営事業は、暖房用灯油・重油の追加、高圧電気料の請求方法の変更による追加です。GIGAスクールネットワーク整備事業は、国の補正予算を活用した中学校の校内通信ネットワークの整備事業の追加でございます。

第2目教育振興費、補正額176万7,000円の減額です。キャリア教育推進事業は、事業費確定による減、中学校特別支援教育推進事業は、医療同行の実績増による追加、中学校パソコン機器更新事業は、事業費確定による減額でございます。

第4項社会教育費、第2目公民館費、補正額はなく、道支出金の減に伴う財源調整でございます。

第3目図書館費、補正額105万4,000円の減額です。図書館管理運営事業は、高圧電気料の請求方法の変更による追加、図書管理事業及び図書システム更新事業は、事業費確定による減額でございます。

第11款公債費、第1項公債費、第2目利子、補正額684万7,000円の減額です。決算見込みによる起債償還利子及び一時借入金利子の減額でございます。

59頁に移ります。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第1目公共施設等整備基金費、補正額3,800万円の追加です。財源確保による積立金の追加でございます。

第5目福祉基金費、補正額250万円の追加です。財源確保による積立金の追加でございます。

第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額5,400万1,000円の追加でございます。12月補正以降のまちづくり寄附金2,096件分、5,400万1,000円を、丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てる補正でございます。

第9目、森林環境譲与税基金費、補正額605万7,000円の追加です。森林環境譲与税の確定による積立金の追加であります。

第2項公営企業費、第1目上水道事業補助金、補正額809万5,000円の追加です。事業確定による補助金の追加です。

第2目病院事業補助金、補正額5,000万円の追加です。病院事業会計決算見込みによる補助金の追加でございます。

第3目病院事業負担金、補正額50万円の減額です。医療機器整備について、起債借入を行わないことに伴う負担金の減額でございます。

次に、事項別明細書の歳入について説明いたします。議案集の25頁にお戻り願います。歳入、第1款町税、第1項町民税、第1目個人、補正額1,590万8,000円の減額です。農業所得の減による個人町民税の減額でございます。

第2項固定資産税、第1目固定資産税、補正額3,147万1,000円の追加です。新築家屋の増による追加です。

第3項軽自動車税、第2目環境性能割、補正額86万1,000円の減額です。対象車両が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

第4項たばこ税、第1目たばこ税、補正額464万3,000円の減額です。売上本数の減による減額でございます。

第5項入湯税、第1目入湯税、補正額170万2,000円の減額です。入湯客数の減による減額でございます。

第6項都市計画税、第1目都市計画税、補正額150万1,000円の追加です。新築家屋の増による追加でございます。

第2款地方譲与税、第3項森林環境譲与税、補正額411万4,000円の追加です。譲与額の確定による追加でございます。

第9款地方交付税、第1項地方交付税、補正額1億65万7,000円の追加です。普通交付税の確定による追加でございます。普通交付税の決定額は43億2,065万7,000円で、今回の補正で全額を計上しております。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目民生使用料、補正額380万円の減額です。昨年10月から幼児教育・保育の無償化に伴う減額でございます。

第4目商工使用料、補正額150万円の減額です。実績見込みによる減額でございます。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額1,319万5,000円の追加です。障害者医療費負担金及び障害児施設措置費負担金は、受給者の増に伴う追加でございます。児童手当負担金は支給対象人数の確定による減額、施設型給付費等負担金及び子育てのための施設等利用給付交付金は、幼児教育・保育無償化交付金との財源調整による追加でございます。

第2目衛生負担金、補正額107万6,000円の減額です。国民健康保険基盤安定負担金の申請実績による減額でございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額36万5,000円の追加です。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の対象事業費の増による追加でございます。

27頁に移ります。第2目民生費補助金、補正額2,615万円の減額です。子ども・子育て支援交付金は一時預かり利用者の増による追加、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金は事業費確定による増減、幼児教育・保育無償化臨時交付金は道費との財源調整によ

る減額、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金事務事業補助金は、給付金実施に伴う追加でございます。

第4目土木費補助金、補正額3,833万5,000円の減額です。説明欄各種事業の事業費確定による交付金及び補助金の減額でございます。

第5目教育費補助金、補正額3,850万円の追加です。小学校補助金は明德小学校耐震改修事業に係る交付金及びGIGAスクールネットワーク整備事業に係る補助金の追加、中学校費補助金はGIGAスクールネットワーク整備事業に係る補助金の追加でございます。

第3項国庫委託金、第2目民生費委託金、補正額4万8,000円の追加です。特別児童扶養当事務取扱交付金の額の確定による追加でございます。

第14款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額1,101万8,000円の追加です。障害者医療費負担金及び障害児施設措置費負担金は、受給者の増に伴う追加でございます。児童手当負担金は支給対象人数の確定による減額、施設型給付費等負担金及び子育てのための施設等利用給付交付金は幼児教育・保育無償化交付金との財源調整による追加でございます。

第2目衛生費負担金、補正額158万5,000円の減額です。国民健康保険基盤安定負担金及び、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の申請実績による減額でございます。

29頁に移ります。第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額6万3,000円の追加です。一時預かり利用者増に伴う、子ども・子育て支援交付金の追加でございます。

第4目農林水産業費補助金、補正額695万2,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による交付金補助金の減額でございます。

第5目商工費補助金、補正額67万円の減額です。地域づくり総合交付金は白金観光センター改修事業の事業費確定に伴う減額、北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は補助対象事業費の確定による減額でございます。

第6目、教育費補助金、補正額15万円の減額です。補助対象事業費の確定による北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金の減額でございます。

第15款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入、補正額107万2,000円の追加です。立木売払実績に基づく追加でございます。

第16款寄附金、第1項寄附金、補正額5,600万1,000円の追加です。まちづくり寄附金が2,096件で5,400万1,000円の追加、企業版ふるさと納税寄附金が2社分で200万円の追加です。まちづくり寄附金は1月31日現在で3,798件、8,909万3,141円となっております。

第17款繰入金、第1項繰入金、補正額2,809万3,000円の減額です。財源調整による基金繰入金の減額でございます。

31頁に移ります。第18款繰越金、第1項繰越金、補正額594万円の追加です。財源調整によるもので、平成31年度の繰越金は、今回で全て全額計上してございます。

第19款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、補正額250万1,000円の減額です。実績に伴う各種雑入の減額補正でございます。

第20款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額150万円の減額です。事業費確定による防災資機材整備事業債の減額でございます。

第2目民生債、補正額50万円の減額です。事業費確定による認定こども園整備事業債及び美沢へき地保育所整備事業債の減額でございます。

第4目商工債、補正額950万円の減額です。事業費確定によるイベント交流推進事業債ほか4事業に係る減額でございます。

第5目土木債、補正額2,640万円の減額です。事業費確定による美沢17線道路整備事業債ほか8事業に係る減額でございます。

33頁に移ります。第6目教育債、補正額3,810万円の追加です。事業費確定による美瑛小学校改修事業債ほか3事業の減額及び明德小学校耐震改修事業債の追加、GIGAスクールネットワーク整備事業債の追加でございます。

第7目病院事業債、補正額50万円の減額です。医療機器整備について、起債借入を行わないことによる減額でございます。

第8目臨時財政対策債、補正額1,401万9,000円の減額です。臨時財政対策債の額の確定による減額でございます。

次に、議案集22頁をお開き願います。第2表繰越明許費補正になります。令和2年度に繰り越して事業を実施するものでございます。款、項、事業名、金額の順に読み上げてまいります。（追加）第10款教育費、第2項小学校費、明德小学校耐震改修事業5,879万3,000円、GIGAスクールネットワーク整備事業2,300万円、第3項中学校費、GIGAスクールネットワーク整備事業1,000万円、合計9,179万3,000円。

次に、議案集23頁をお開き願います。第3表地方債補正でございます。変更前の地方債の総額8億5,510万円から1,431万9,000円を減額し、変更後の地方債の総額を8億4,078万1,000円とするものでございます。追加にあつては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に読み上げてまいります。なお、個別の事業名は省略をいたします。変更にあつては、起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略をいたします。第3表地方債補正、（追加）、起債の目的、補正予算債、限度額4,580万円、起債の方法、証書借入又は証券発行、利率3.0%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくはは

低利に借換えすることができる。

続いて（変更）でございます。緊急防災減災事業、変更前限度額 2, 470 万円、変更後限度額 2, 320 万円、辺地対策事業、変更前限度額 2 億 5, 170 万円、変更後限度額 2 億 4, 530 万円、過疎対策事業、変更前限度額 3 億 8, 830 万円、変更後限度額 3 億 5, 010 万円。

続いて 24 頁になりまして、臨時財政対策債、変更前限度額 1 億 9, 040 万円、変更後限度額 1 億 7, 638 万 1, 000 円、合計でございます、変更前限度額 8 億 5, 510 万円、変更後限度額 8 億 4, 078 万 1, 000 円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

20 頁、21 頁の第 1 表歳入歳出予算補正については、説明は省略をさせていただきます。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第 12 号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

吉川農林課長。

（農林課長 吉川 智巳君 登壇）

○農林課長（吉川智巳君） 議案第 12 号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては、61 頁から 66 頁になります。はじめに、61 頁をお開きください。農業担い手研修センター美進につきましては、平成 31 年 1 月から開所し、現在、長期農業研修生 3 戸の内 2 戸が、実践圃場でトマトの生産を通じて、新規就農に向けて準備を進めているところです。今回の補正はもう一つの施設、農業技術研修センターみのり 2 施設での使用料、手数料、生産物売払収入及び施設管理運営事業費の額の確定に伴い、補正をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。最初に歳出から、65 頁をお開き願います。歳出、第 1 款農業研修施設費、第 1 項施設管理費、第 1 目農業技術研修センター管理費、補正額 46 万 4, 000 円の減額、みのりの業務委託、指定管理委託、備品購入額等の確定による減額です。

第 2 目農業担い手研修センター管理費、補正額 109 万円の減額、美進の光熱水費、業務委託、指定管理者委託額確定による減額です。以下、第 2 款公債費、第 3 款基金積立金については省略させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。63 頁にお戻り願います。歳入、第 1 款使用料及び手数料、第 1 項使用料、第 1 目農業研修施設使用料、補正額 20 万 7, 000 円の追加、みのりの加工使用料及び町民農園使用料及び美進の長短期居室使用料及び浄化槽使用料の実績見込

みによる追加であります。

第2項手数料、第3目農業技術研修センター手数料、補正額60万4,000円の減額、み
のりでの土壌診断手数料実績見込みによる減額です。

第2款財産収入、第1項財産売払収入、第1目生産物売払収入643万円の追加、美進実践
圃場で生産されましたトマト売払収入による追加です。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額747万8,000
円の減額。みのり及び美進の歳入歳出補正に伴う財源調整によるものです。

第4款諸収入、第1項雑入、第1目雑入、補正額11万円の減額、美進の研修生居室電気料
負担金実績見込みによる減額です。62頁の第1表歳入歳出予算補正について、説明は省略さ
せていただきます。以上で、議案第12号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第13号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

（水道整備室長 長野 克哉君 登壇）

○水道整備室長（長野克哉君） 議案第13号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集の67頁から72頁になります。はじめに、67頁をお開き願います。今回の補正は、
歳入におきましては、泉源使用料の歳入見込みによる追加と、繰越金の額の確定に伴う追加で
ございます。歳出におきましては、消費税等納付額の確定に伴う公課費の減額と、泉源施設費
における委託料の歳出見込みによる減額と、基金積立金の追加をお願いするものでござい
ます。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。71頁をお開き願
います。歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額50万8,000円の減額、消費税及
び地方消費税の額の確定により、公課費において不用額を減額するものでございます。

第2款泉源施設費、第1項泉源管理費、補正額21万5,000円の減額、泉源施設管理に
要する委託料の見込み額に基づいて減額するものでございます。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、補正額174万円の追加、泉源施設の改修等に備え
るための基金への積立額を追加するものでございます。

次に、歳入の説明を行います。69頁をお開きください。歳入、第2款泉源使用料、第1項
使用料、補正額18万円の追加、泉源使用料の歳入見込み額により追加するものでござい
ます。

第4款繰越金、第1項繰越金、補正額83万7,000円の追加。前年度繰越金の額確定に
伴い追加するものでございます。

68頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第14号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） 議案第14号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集の73頁から78頁になります。はじめに、73頁をお開き願います。今回の補正は、歳入におきましては、繰越金の額の確定に伴う追加と財源調整による繰入金の減額でございます。歳出におきましては、執行額確定に伴う委託料の減額と、起債償還利子の額確定に伴う減額、また、人事異動に伴う支給対象者の変更による給与費の減額でございます。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。77頁をお開き願います。歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目一般管理費、補正額93万円の減額、支給対象者の変更に伴う職員給料の減額でございます。

第2目終末処理場管理費、補正額344万円の減額、終末処理施設保守管理委託料の額の確定に伴う減額でございます。

第2項事業費、第1目建設事業費、補正額156万円の減額、下水処理場整備事業費におけるストックマネジメント実施計画策定業務及び管路調査に係る委託料の額の確定に伴う減額でございます。

第2款公債費、第1項公債費、補正額86万円の減額、起債償還利子の額の確定に伴う減額でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。75頁をお開きください。歳入、第4款繰入金、第1項繰入金、補正額1,596万4,000円の減額、歳出の減額補正に伴う財源調整により、一般会計からの繰入金を減額するものです。

第5款繰越金、第1項繰越金、補正額917万4,000円の追加です。前年度繰越金の額の確定に伴う追加でございます。

74頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。以上で、議案第14号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第15号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） 議案第15号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案集は79頁から83頁になります。はじめに、79頁をお開きください。今回の補正は収益的収入では、営業収益における手数料収入の増及び営業外収益における歳入見込みの整理による追加をお願いするものです。収益的支出では営業費用における修繕費等の増及び営業外費用における消費税納税額の確定に伴う額の追加をお願いするものです。資本的収入につきましては、一般会計補助金及び工事負担金の見込み額確定に伴う額の追加、また、資本的支出では建設改良費の執行額確定に伴う減額をお願いするものです。以下、議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算説明、収益的収入及び支出の支出からご説明を申し上げます。82頁をお開きください。支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額33万円の追加、浄水に要する薬品費の執行見込みに伴う追加です。

第2目配水及び給水費、補正額190万円の追加、配水管等水道施設に係る修繕費の追加と、材料費の執行見込みによる減額によるものでございます。

第3目総係費、補正額4万2,000円の追加、水道事故への対応等に係る職員の手当の追加と、検針徴収業務等に係る委託料の執行見込み額による減でございます。

第4目減価償却費、補正額78万円の減額、固定資産の除却処分等に伴い生じた減価償却費の減でございます。

第5目資産減耗費、補正額118万4,000円の追加、固定資産除却費の額確定に伴う追加でございます。

第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税、補正額225万2,000円の追加、消費税及び地方消費税納税額の確定に伴う追加でございます。

次に、収入についてご説明します。81頁でございます。収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正額50万円の追加、給水装置工事申請手数料の歳入見込みによる追加でございます。

第2項営業外収益、第1目他会計負担金、補正額16万6,000円の減額、下水道会計負担金の歳入見込みによる減額でございます。

第2目他団体負担金、補正額14万1,000円の減額、大雪消防組合負担金の歳入見込みによる減額でございます。

第5目長期前受金戻入、補正額14万7,000円の追加、額の確定に伴う整理でございます。

第6目雑収益、補正額25万円の追加、消費税還付金等の歳入見込みの増に伴う追加でございます。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。83頁をお開き願います。支出からご説明いたします。支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正額138万7,000円の減額、配水管布設替工事等の執行額確定に伴う減額でございます。

続いて収入です。収入、第1款資本的収入、第1項一般会計補助金、補正額809万5,000円の追加、水道事業会計の一般会計繰入金の執行見込み額の確定に伴う追加でございます。

第2項工事負担金、補正額49万8,000円の減額、大雪消防組合工事負担金の額確定に伴う減額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,900万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,900万7,000円で補てんするものといたします。以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第16号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

観音町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇）

○町立病院事務局長（観音太郎君） 議案第16号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、84頁から88頁になります。今回の補正につきましては、今年度は入院、外来ともに患者予定数が当初予定数を下回る見込みとなったために、事業予定量を減にするものです。収益的収入及び支出の収入においては、入院及び外来患者数の予定量減少による医業収益の減額、繰出金及び家賃収入の増加等による医業外収益の追加、支出においては、給与費、材料費及び経費等の減額及び引当金繰入費の追加等をお願いするものです。最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、収益的収入及び支出について、ご説明をいたします。はじめに、収益的支出について説明申し上げますので、87頁をお開き願います。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費、補正額4,900万円の減額、職員給与及び職員手当につきましては、職員の退職、会計間移動に伴う減額で、賃金につきましては、職員の採用減により減額するものです。また、法定福利費につきましては、各種負担金率の変更に伴う減額でございます。

第2目材料費、補正額1,050万円の減額、薬品費、診療材料費ともに廉価購入に努めまして、減額をするものでございます。

第3目経費、補正額952万9,000円の減額、消耗品費から委託料まで執行見込みの減少によるものです。

第8目引当金繰入費、補正額164万1,000円の追加、令和2年6月期支給の期末勤勉

手当に係る引当金不足額を追加するものです。

次に、収益的収入についてご説明いたします。８６頁をお開き願います。第１款病院事業収益、第１項医業収益です。第１目入院収益、補正額６，２４９万円の減額、入院収益につきましては、今年度のこれまでの入院患者数が当初予定を下回って推移していることから、減額をするものです。

第２目外来収益、補正額３，３０８万４，０００円の減額、外来収益につきましては、今年度のこれまでの外来患者数が当初予定を下回って推移していることから減額をするものです。

第３目その他医業収益、補正額５０万円の追加、医療相談収益につきましては、文書料の増加等による増でございます。

次に、第２項医業外収益です。第２目他会計補助金、補正額５０００万円の追加、医業収益の減少に伴い、経営安定化のために追加をするものです。

第５目その他医業外収益、補正額１００万円の追加、医師住宅貸付に伴う家賃収入などの増によるものです。

次に、資本的収入についてご説明をさせていただきます。８８頁をお開き願います。第１款資本的収入、第１項医療設備整備負担金です。第１目医療設備整備負担金、５０万円の減額、備品購入に係る負担金不用額を減額するものです。

次に、第２項企業債です。第１目企業債、５０万円の減額、備品購入に係る企業債借入を行わなかったことによるものです。以上で、議案第１６号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、６案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、６案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、６案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第１１号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第１１号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第１１号について質疑を行います。議案集の３５頁から３８頁まで。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第１款議会費及び第２款総務費について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の３９頁から４２頁まで。第３款民生費について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の43頁から46頁まで。第4款衛生費及び第6款農林水産業費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の47頁から50頁まで。第7款商工費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の51頁から54頁まで。第8款土木費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め次に進みます。

次に、議案集の55頁から58頁まで。第9款消防費及び第10款教育費について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。議案10款2項1目、GIGAスクールネットワーク事業について伺います。2,300万ですね、この中でですね説明されたのは、LANケーブルを引き直すという説明を受けましたけども、この予算では、10ギガクラスのLANケーブルに置き替えるということでしたね。まず実際にですね、その結果、伝送速度が上がるのかどうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 梶原管理課長。

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) 速度につきましては、理論上はですね、その10ギガ来るということで理解してございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 今回、LANケーブルは現行のですね、LANケーブルは今、1ギガという説明を受けておりますね。実際にですね、速度は200メガなんですね、このサービス、全体のシステムで言いますから、システムっていうのは、NTT東日本が提供している速度ですね。つまり、LANケーブルの現在の能力は、200メガ対1ギガ、つまり1,000メガですから、2割しかないんですね。将来ですね、NTT東日本が速度を上げていくという計画を持っているのかどうか、それを調べになったのかどうか伺います。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 梶原管理課長。

○教育委員会管理課長（梶原祐治君） その民間の業者がですね整備するものなので、そこまでは調べてませんが、今回のですね、整備につきましては、国の方からですね、これからの令和の時代については、スタンダードな学校像としてですね、ICT整備をするに当たりまして、クラウドの活用ですと、あと、児童生徒の1台、1人1台端末前提したですね、高速大容量の高速ネットワークを整備しなさいという風になってございますので、合わせてですね、国の方で、そのようなことを考えていくのではなからうかという風に考えております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。結局ですね、国の施策だからそうやると言ってもですね、税金を使う訳ですね、補助金と言えども、ですから、10ギガにすると行ってでもですね、実際に速度は全く変わらないと、これ光ケーブル、屋外にある光ケーブルは非常に速度がありますね、確か10万ギガだと思いましたがね、だから一本でも全町の情報量は十分に足りてる訳ですけどもね、システムとしてはいろんな関門があつて、そこを全部取り替えないとこれは実現できないんですね。ですから、これは緊急の課題ではないんでないかなと私は思いますけども、どのようなご認識でしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 梶原管理課長。

○教育委員会管理課長（梶原祐治君） 今回ですね、国の方もですね、美瑛町だけではなくて、全国一斉にこの整備をしてほしいということでございますので、先行投資という形でご理解をいただければなと思っております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の57頁から60頁まで。第11款公債費及び第12款諸支出金までについて質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の25頁から30頁まで。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入、第1款町税から第14款道支出金までについて質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の29頁から34頁まで。第15款財産収入から第20款町債までについて質

疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の22頁から24頁まで。第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の19頁から21頁まで。令和元年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

(「はい」の声)

8番桑谷議員。

○8番(桑谷 覺議員) 桑谷です。20頁のたばこ税のことをちょっと教えてほしいんですけど、この間、たばこの総会に出ましたが、たばこ税ってたばこのために何か使われてますかって問い合わせあって、以前は、例えばティッシュペーパーだとか、携帯ライターとか、携帯灰皿とか、そういうのが一応、以前はいただいて、たばこ税って皆さんに聞かれて、たばこ税って、たばこのために何か使われてるか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 富田税務課長。

○税務課長(富田敏博君) 今、たばこ税の使われ方について質問がございました。たばこ税というのは、一般の税金でございまして、これは入湯税だとか、都市計画税と違って目的がある訳ではないということで、ご理解願いたいと思います。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、これで、議案第11号についての質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑を行います。議案集の61頁から66頁まで。令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第2号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第12号についての質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑を行います。議案集の67頁から72頁まで。令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第2号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第13号についての質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑を行います。議案集の73頁から78頁まで。令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出予算補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第14号についての質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑を行います。議案集の79頁から83頁まで。令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第15号についての質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑を行います。議案集の84頁から88頁まで。令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第4号）の条文及び補正予算説明全般についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第16号についての質疑を終わります。

これで、議案第11号から議案第16号までの6案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第11号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、議案第11号についての討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、議案第12号についての討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第13号についての討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、議案第14号についての討論を終わります。

次に、議案第15号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、議案第15号についての討論を終わります。

次に、議案第16号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、議案第16号についての討論を終わります。

これから、日程第12、議案第11号の件を採決します。議案第11号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算（第7号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第12号の件を採決します。議案第12号、令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第2号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第13号の件を採決します。議案第13号、令和元年度美瑛町白金源泉事業特別会計補正予算（第2号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第14号の件を採決します。議案第14号、令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第15号の件を採決します。議案第15号、令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第16号の件を採決します。議案第16号、令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第4号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（佐藤晴観議員） 以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

散会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） はい、補正予算をお認めていただきまして、スムーズな進行いただきましてありがとうございました。まだまだ予断を許さない、そのウイルス対策という部分でありますので、明日もあります。今一度ですね、不要不急の外出を控え、体調管理していただいでですね、この3月定例会を乗り切っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時52分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年4月17日

美瑛町議会 議長 佐藤晴観

議員 大坪正明

議員 高田紀子